

議会改革特別委員会 先進地視察報告書

- 1 実施日 平成 23 年 2 月 8 日（火）～2 月 9 日（水）
- 2 視察先 (1) 埼玉県所沢市議会（2 月 8 日）
(2) 東京都青梅市議会（2 月 9 日）
- 3 視察項目 (1) 所沢市議会 議会改革の取組について
(2) 青梅市議会 議会改革の取組について
- 4 出席者 議会改革特別委員会 委員長 中村 豊治
副委員長 品川 幸久
委員 中山 裕司、浜口 和久、
西山 則夫、黒木 騎代春、
吉岡 勝裕、辻 孝記
随行職員 議会事務局 局長 森 裕幸
次 長 筒井 弘明
議事係長 中川 雅日
- 5 視察結果
 - (1) 所沢市議会
 - ア 視察の目的
全国的にも議会改革の先進的な取組で有名な所沢市議会の議会改革の取組を調査研究し、議会改革特別委員会の活動・伊勢市議会の議会改革に反映するため。
 - イ 視察の概要
説明をいただいた方
桑嶋健也・所沢市議（旧・議会基本条例制定に関する特別委員会委員長）
荻野泰男・所沢市議（旧・議会基本条例制定に関する特別委員会副委員長）

○議会基本条例つくっても変わらない？
確かに、つくっただけのところ、変わらないところもあるのではないかと。
所沢市議会は、ランキングでは上位の評価をもらっている。この評価は、条例をつくった後の取組に対する評価だと受け止めている。
(条例制定で変わったか？)
 - 1 一問一答制の導入
3 つの方式を選択できるようにしている。
 - ①一括
 - ②初回は一括

③最初から一問一答（回数制限なし、1時間）

2 新規事業概要調書

予算案の説明資料として提出してもらう。条例第11条の具現化

メリット：質疑で聞くようなことは書いてもらう。→審議の効率化
議会報告会での市民に対する説明資料ともなる。

3 議会報告会

会場のレイアウト等を工夫（H23.02.06付けの新聞記事を参照）

初回は、議員と市民が対面する形としたが、対決するわけではないので、議員席と市民席の配置を工夫している。

また、自治基本条例の特別委員会の報告会では、議論の中身をその場でツイッターに書き込み、それを会場でモニター表示した。

これまでに4回実施したが、参加者がレギュラーメンバー化してきているのが悩み

4 委員会で議案を修正する。

各会派で修正案を作成して持ち寄り、委員会修正案に練り上げる。

5 公聴会

従来の一般的なやり方は、公述人は議員の質問に答え、意見を述べるだけ。しかし、これは法で決められたものではない。→公述人からも議員に対して質問ができるように運営

6 個々の議員の賛否の公開

7 できると書いてないことはできない⇒できないと書いてないことはできる

…できないと書いてあること以外は「できる」と解釈し、やってみる

○条例の特徴

- ・議員自らが作成した。
- ・市民参加
- ・専門家の活用
- ・策定過程の明確化…行程表をつくった。
- ・策定過程を通じて議会の活性化を図る。
 - … 条例の制定過程が議会改革。つくって終わりではなく、つくることを通して議会は何ができるかを考えていく。
 - … 考える暇を与えない。議会報告会でツイッターをやったが、これを議運に諮っていたら、実現できなかったのではないかな。どんどんやっていく。

○背景

- ・市長提案の否決事例は2件
任期制度条例案、報酬引下げ条例案
- ・議員立法「所沢市にきれいな空気を取り戻す条例」
ダイオキシン問題の時のもの
など

○議会基本条例

・市民・議会・行政の関係再構築

- ①双方向の関係構築
- ②議員間討議充実
- ③健全な緊張関係

・策定方法

作業部会で原案を作成した。集まれるときに集まってどんどんやっていった。(3人でやった時もあった。)

※作業部会で進める方法であると、柔軟に進めることができる。

議会も、議員も、工夫していくことが大事(事務局だよりにせず、自分でやっていく。条例のパンフレットも議員が作成した。)

(作業部会原案→)委員会原案→議会原案→専門家のチェック→パブリックコメントを実施

・市民参加の重要性

直接民主制と間接民主制の混合
公務員は全体の奉仕者
執行部への牽制(手続的公正)

・専門家の活用

これまでに5例あり。

・附属機関の設置

・閉会中の文書質問

これまでに1例だけ。

運用方法は、議運で決めた。(質問をするには、委員会で全会一致が条件)

・政策討論会

まだ実施例はない。どうするかは、悩みどころ。

・自由討議

執行部の退席はなし。傍聴人の退席もなし。

・反問権

細かい運用方法を決めていない。

実施例はない。

・議会報告会

議決責任の自覚が大事。議員は議会の一員として説明する。ただし、反対したのに賛成の説明を、また、その逆もあるので、本音のところは言えない。こういったところは、議員にとって、また、市民にとっても、不満があるのではないか。

・議会の機能強化

議員研修会

専門的知見の活用…依頼事項の調査結果について報告会を行えば、勉強の機会ともなる。

議会報告会

・条例制定後

議会改革評価報告書

○広聴と広報を強化していく必要

議会に対する意見・要望を処理するスキームづくり

○上記のほか、事前質問に対する回答・説明

Q：議員の活動原則で議会活動優先を規定した理由は

A：委員会の開催日程の調整で、なかなか決まらなかったことがある。

現実問題として、報酬額との関係もある。議員専業ができるようであれば、議会優先とすることができるであろうが、そうでない場合は難しい面もあるのではないかな。

Q：自由討議の本会議への拡充は

A：議員同士で議論をするには、議場の形からハード的な制約があるのではないかな。議席がコの字やロの字の形なら、議員同士がお互いの顔を見て話ができるが。

Q：議会基本条例の見直しは

A：広報・広聴の部分をどうしていくか。

追加しなければならないものは、今のところないと思う。

運用の部分でどんどんやっていく。

(質疑応答)

Q：常任委員会の強化で何か工夫したことは？

A：所管事務調査は、何でもできるようにしている。

参考人を呼ぶこと。毎回のように呼んでいる。(実際に来なくてもいい。)そして、提言に結び付けている。

Q：自由討議では、始めることの提案は委員長でもOKか？

A：大体は、委員からの提案で始めている。

Q：自由討議で、執行部は退席しないということだが、自由討議の最中で執行部に質問することもあるのか？

A：ある。

Q：議会報告会で何か問題点は？

A：報告内容が執行部と同じになってしまう。

標準フォーマットをつくって、その辺は淡々と説明するしかないのでは。

報告後の質疑では、自分の意見も言えるようにすれば、盛り上がるのかもしれない。

集客が大変

ウ 考察 (まとめ)

議会基本条例制定に関する特別委員会の正副委員長から直接説明をいただくことができ、生の話を聞くことができたことは、非常に参考になった。

伊勢市議会は改革を進めながら条例に結び付けていく改革先行型であるが、所沢市議会は条例先行型で改革を進めてきた。まず、その議会基本条例は、非常に素晴らしい出来であると評価できる。何より、制定に至るまでの過程を通じて、市民参加・専門家の活用・議会の活性化を図ってこられたことを評価したい。伊勢市議会基本条例も改革と並行して検討していくべきであると考えます。

常任委員会の機能強化については、地方自治法第100条の2「専門的知見の活用」、また、「参考人の招致」を積極的に行って、専門的で活発な所管事務調査を行っていく必要がある。

議会報告会については、方法論で難しいところを聞かせていただいた。しかし、身近な議会をつくっていくためにも、参考にしながら実施していくべきである。

そのほかにも、反問権、新規事業概要調書の活用、自由討議など、大変参考になった。

説明でもあったが、「何でもやってみよう」という気持ちが必要であると感じた。チャレンジ精神が無ければ、改革には結び付かない。議会も新たな挑戦を試み、PDCAのサイクルを回し、伊勢市民の負託に応えるべく、活力ある伊勢市議会を構築していくことが必要である。

また、伊勢市議会基本条例の制定、伊勢市議会、更には伊勢市の改革につなげていきたい。

(2) 青梅市議会

ア 視察の目的

議会改革推進特別委員会と議会運営委員会と分けて改革を検討してきた青梅市議会の取組を調査研究し、議会改革特別委員会の活動・伊勢市議会の議会改革に反映するため。

イ 視察の概要

説明いただいた方

関塚・議会事務局長、持田・議会事務局次長、加藤氏（議会事務局）

○経過の概要

H19.06.22 議会改革推進特別委員会を設置

検討項目として215項目が提出され、整理し、140項目とし、これを特別委員会と議運に振り分け、さらに集約を行った。

H20.02から特別委員会で検討項目の検討を開始。これまでに39回、議運は40回の会議をもった。

特別委員会では47項目の検討を終了し、現在は追加の検討項目1件を検討中

○住民投票条例

検討機関の設置はされていない。

○自治基本条例

市民の意識が醸成されていないとの意見もあり、当面は議会基本条例の取り組むこととなった。

○議会基本条例

詳細な検討には至っていない。(4月改選のため)

○特別委員会と議運とのすみ分け

メリット：検討項目の数が多いことから、時間的・労力的な負担減

デメリット：あらかじめ振り分けをしたが、特別委員会の検討項目の中に議運の所管事項があり、議運でも再度検討し、二度手間となったものがある。

○請願・陳情の審査

(検討結果)

- ・陳情…現行どおりとなった。
- ・審査…参考人を呼んだことは、過去に1回ある。
- ・採択…従来どおり、趣旨採択を認めることとなった。
- ・継続審査の場合…中間報告を行うこととした。
- ・委員会での審査順…当日は、関係の傍聴者の有無を考慮し、傍聴者のあ
ると思われるものから審査するようにしている。

○市民の議会参加

市議会だよりに意見募集のはがきを入れたことがある。(H22.05.30発行)

○議会改革を進めてきての問題点

現在、特に問題点はない。

○議員の質疑・意見に対する質疑時間の設定

特にそのための時間は設けず、議長、委員長の判断で行う。

(質疑応答)

Q：特別委員会の委員の中に議運の委員は入っているか？

A：3人入っている。両委員長が他方の委員となっているので、お互いの情報共有はできていると思う。

Q：議会だよりにはがきを入れたとのことだが、反応は？

A：30枚くらいの投書があった。項目にすると、60項目程度。

内容の半数は、市政に関すること。議会に関するものは、議員定数など。

Q：市民との懇談会は、設置しないとのことだが、市民から設置要望があればどうするのか？

A：そのときに考えることになるのではないかな。

Q：予算審査は、正副議長を除く全員で特別委員会を設置するとのことだが、それでは質問が多くなるのでは？

A：多い。

Q：補正の審査方法は？

A：当初予算と同様に、補正予算の特別委員会を設置。5月からは、常任委員会化する。

Q：常任委員会で何か特別な活動をしているか？

A：定数28人を24人に減員することから、4常任委員会を3常任委員会に再編する。

所管事務調査は、それぞれの委員会で決めて、継続的にやっていく。

任期については、これまでは1年だったが、改選後は2年とする。

Q：議長の任期は？

A：慣例により、2年。副議長も同じ。

Q：行政視察は？

A：定例的にではなく、必要に応じてやることにしている。

Q：議会基本条例は、議会改革をやってから、将来的に条例をつくるのか？

A：今期中に骨格はという思いはあったのではないかな。

Q：傍聴者の数は？

A：H22.09定例会から新庁舎に引っ越した。その後は、若干増えたように思う。しかし、特定の議員の関係者や常連の人が多いのが実情。

Q：テレビ中継は？

A：ケーブルテレビは、市内全域に至っていないので、していない。

インターネット中継を3月から当日のみ生中継をする予定。将来的には、編集して録画中継をしたい。

Q：自由討議を実施したことは？

A：議員の質疑や意見に対して直接ということはない。関連質問という形で、説明員に対して質問するということはあった。

Q：意見書の提出を求める請願を採択した場合、その意見書の作成と議案提出は所管の常任委員会がするのか？

A：最近では意見書の提出を求める請願の事例がない。過去の場合は、所管の常任委員会で作成した。

Q：一般質問の通告書の内容は？

A：箇条書き程度の人から詳細に書いている人まで、まちまちという状況。

Q：常任委員会の所管事務調査で特に取り組んでいる課題があれば？

A：今期は、特に問題があって取り組んだというものはないが、総務文教委員会は土砂災害について、経済委員会は競艇について、厚生委員会はごみ処理について、建設水道委員会は下水道について行った。

ウ 考察（まとめ）

所沢市議会と違い、議会事務局からの説明となり、改革の生の声を聞くことができなかったのも、少し残念であった。

青梅市議会においては、特別委員会と議会運営委員会とのすみ分けを行って改革議論を進められてきたが、委員の中には兼務しているところもあり、

分ける必要があったのか疑問を感じるところも見受けられた。

改革項目はたくさん挙げられていたが、慎重的意見、若しくは消極的意見からか、現状維持となったものも多く見受けられ、あまり積極的な改革とされていないように感じた。

広報によるはがき調査の方法は、参考にしていきたい。

新しく建設された議場の質問席は、対面演壇方式がとり入れられ、非常に格好よく作られていたところは、今後の参考としたい。

今年の4月に議員の改選があると聞いたが、今後の改革に期待したい。



所沢市議会視察（１）



所沢市議会視察（２）



青梅市議会視察（１）



青梅市議会視察（２）